

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

取り壊した家屋と固定資産税

Q：先日、固定資産税の納税通知書をよく見ていたところ、3年前に取り壊した貸家が固定資産税の対象として税金が課せられていました。

どうすれば、貸家の固定資産税を戻してもらえるのでしょうか。

A：固定資産が所在する市町村に対し、貸家が3年前に取り壊され存在しないことの申出を、その事実が確認できる書類を添付して行ってください。

【解説】

すでに取り壊して存在していない家屋について固定資産税が課税される理由としては、未登記物件であった場合や、現地調査においても把握されなかった場合が考えられます。

登記所は、土地または建物の表示に関する登記をしたときは、10日以内にその旨を当該土地または家屋の所在地の市町村長に通知しなければならないこととされ、所有権などの登記またはこれらの登記の抹消も同様とされています。

市町村長は、登記所からの通知を受けた場合には、遅滞なく当該土地または家屋についての異動を固定資産課税台帳に記載し、またはこれに記載された事項を訂正しなければならないことになっています。

ご質問のようなことが起こらないように、固定資産税の納税義務者である所有者や固定資産の価格などが登録されている固定資産課税台帳の縦覧が、毎年、原則として、3月1日から20日までの期間行われています。

